

別 記

第 1 号様式 (第 5 条)

要介護認定等資料提供申出書兼被保険者同意書

年 月 日

印西市長 様

印西市介護保険要介護認定等に係る資料の提供に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、
下記のとおり要介護認定等に係る資料の提供をされるよう申し出ます。

なお、資料の提供を受けた際には、裏面記載の遵守事項を守り、私の責任において、資
料を適正に管理することを誓約します。

記

申 出 者			
介護支援専門員等の氏名			
事業者・施設等の名称			
住 所		電 話	()
被 保 険 者			
氏 名		被保険者番号	
生 年 月 日	M・T・S 年 月 日	電 話	()
住 所			
提供を求める資料			
<input type="checkbox"/> 認定調査結果		<input type="checkbox"/> 主治医意見書	
<input type="checkbox"/> 特記事項		<input type="checkbox"/> 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	

----- 【 被 保 険 者 同 意 欄 】 -----

私は、印西市が保管する私の上記の資料を、上記の申出者に関覧及び複写させること
に同意します。

年 月 日

被保険者本人署名 _____ ㊟

遵守事項

印西市介護保険要介護認定等に係る資料の提供に関する要綱の抜粋

(遵守事項)

第7条 申出者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた資料を当該被保険者の介護サービス計画の作成及び介護サービスの提供以外の目的に利用しないこと。
- (2) 提供を受けた資料を当該被保険者の介護サービス計画の作成及び介護サービスの提供以外の目的で複写又は複製しないこと。
- (3) 提供を受けた資料を他の者に提供しないこと。
- (4) 提供を受けた資料を紛失、破損等しないよう適正に管理すること。
- (5) 申出者が、提供を受けた資料を紛失、破損等した場合は、直ちに市に報告し、市の指示に従い、適正に処理すること。
- (6) 被保険者との介護サービス計画を作成するための契約又は介護サービスの契約が終了したとき、その他提供を受けた資料を利用する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写又は複製したものを含む。）を市に返還するか又は申出者の責任において確実に破棄すること。
- (7) 提供を受けた資料の提示、提出又は返還を市又は被保険者から求められたときは、直ちにこれに応じること。

(注) 上記の遵守事項に違反したときは、今後、資料の提供が受けられなくなる場合があります。